

別添4-5

障害者本人の意思を推察する方法に関する研究
—ICF 情報関連表の活用を通して—

分担研究報告書

令和6年度厚生労働科学研究費補助金
(障害者政策総合研究事業(身体・知的等障害分野))
障害者支援施設や共同生活援助事業所、居宅支援における高齢障害者の看取り・終末期の
支援を行うための研究(23GC1008)

分担研究報告書

障害者本人の意思を推察する方法に関する研究

—ICF 情報関連表の活用を通して—

分担研究者 日誌 正文 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)
研究協力者 村岡 美幸 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

研究要旨

本研究は、重度知的障害者の本人の意思を推察する方法を探るために、NPO 法人大阪障害者センターが開発した「ICF 情報関連表」の活用の有効性を確認することを目的とした。

「ICF 情報関連表」を活用するA園で、本人の生活像を知る支援者2名(日中サービス事業所の職員及び夜間サービス事業所の職員)を対象に半構造化面接によるヒアリング調査を実施した。その結果、ICF 情報関連表を活用する前後で、職員がとらえた「本人の思い」の違いとして、既存の個別支援計画の「本人の思い」は、生活介護事業所では「健康で落ちついた生活をしたい」「散歩に出かけたい」「新聞や雑誌が欲しい」、共同生活援助事業所では「お手伝いをしたい」「外出したい」「健康で安定した生活がしたい」であった。

ICF 情報関連表を活用した後の「本人の思い」は、「東京に遊びに行きたい」「カラオケに行き歌をうたいたい」「買い物に行きたい」「賞賛されたい」「散歩等をして外を歩き続けたい」「日々、好きな物を買えるお金が欲しい」「活字の情報が欲しい」であった。

ICF 情報関連表を活用した後のほうが、本人視点の本人の思いが、より具体的になった。

A. 研究目的

厚生労働省は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」を平成19(2007)年に策定し、人生の最終段階における医療・ケアについては、医療従事者から適切な情報提供と説明がなされたうえで、本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを

踏まえた本人による意思決定を基本とし、多専門職種から構成される医療・ケアチームとして方針の決定を行うことが重要としている。上記のガイドラインは、人生の最終段階を迎えた本人や家族等と医療・ケアチームが、最善の医療・ケアを作り上げるための合意形成のプロセスを示しており、平成30(2018)年には、「終末期医療」から「人

生の最終段階における医療」への名称変更や、ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生の最終段階の医療・ケアについて、本人が 家族等や医療・ケアチームと事前に繰り返し話し合うプロセス）の概念を盛り込む等の改訂が行われている¹⁾。

本人と医療・ケアチームとの合意形成に向けた十分な話し合いを踏まえた本人による意思決定は、本人の意思を十分に他者に伝える・表出することが困難な重度知的障害者においても同様のことである。

特に現時点での高齢期の知的障害者においては、措置により長期間にわたる施設入所を余儀なくされ、制約の多い生活環境に置かれ、意思形成につながる経験が乏しい人も少なくない。

そこで本研究は、重度知的障害者の本人の思いを推察する方法を探るために、NPO 法人大阪障害者センターが開発した「ICF 情報関連表」^{2)注}の活用を有効性を確認することを目的とした。

B. 研究方法

本研究は、既に ICF の活用に取り組み、実践的な研修経験のある NPO 法人大阪障害者センターが開発した「ICF 情報関連表」を用い、本人の思いを推察する取り組みを行った。具体的には、この取り組みに理解があり、継続的な関与が可能な A 園を選定し、本人の生活像を知る支援者 2 名（日中サービス事業所の職員及び夜間サービス事業所の職員）を対象にヒアリング調査を実施した。

ICF 情報関連表は、活動の第 2 レベルの項目（コミュニケーション、運動と移動、セルフケア、家庭生活、対人関係、主要な生活

領域、コミュニティライフ、社会生活、市民生活、学習と知識の応用、一般的な課題と要求）を縦軸に、心身機能・身体構造、活動、参加、環境因子、個人因子を横軸にして書き記すものであり、全体を俯瞰しやすいデザインとなっている。

調査は半構造化面接とし、ICF の項目に沿って、日中と夜間における本人の状態や環境に関する事項について本人視点（推察）を意識し、支援者 2 名と本人を知るインタビュアーの計 3 名が話し合いながら、インタビュアーが ICF 情報関連表に書き込みを行った。

次に、記入が済んだ ICF 情報関連表と、既存の個別支援計画の「本人の思い」欄との突合を行い、ICF 情報関連表がどのように個別支援計画を変えるのかといった視点から評価を行った。

実施時期は、2024 年 8 月から 2025 年 3 月であった。

【倫理面への配慮】

国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た（承認番号 05-10J-01）。

C. 研究結果

ICF 情報関連表を活用する前後での本人の思いの違いとして、既存の個別支援計画の「本人の思い」は、生活介護事業所では「健康で落ちついた生活をしたい」「散歩に出かけたい」「新聞や雑誌が欲しい」、共同生活援助事業所では「お手伝いをしたい」「外出したい」「健康で安定した生活がしたい」であった。

ICF 情報関連表を活用した後の「本人の思い」は、「東京に遊びに行きたい」「カラオ

ケに行って歌をうたいたい」「買い物に行きたい」「賞賛されたい」「散歩等をして外を歩き続けたい」「日々、好きな物を買えるお金が欲しい」「活字の情報が欲しい」であった。

ICF 情報関連表を活用した後のほうが、本人視点の本人の思いが、より具体的になった。

D. 考察

意思決定は三つの原則があると言われており、その優先順は、表出された意思、意思と選考に基づく最善の解釈、最善の利益である³⁾。知的障害者のように言語コミュニケーションが苦手(特に最重度)な人が多い場合、表情や動作に加え、その時々環境から意思をアセスメントする。そのアセスメントを網羅的に行い、本人視点での本人意思の根拠となる記録ツールとして、ICF 情報関連表が活用できる可能性が示唆された。

また、本研究を通し、事業種が異なる支援者間での合意形成を図るツールとしても活用できる可能性が示唆された。

E. 結論

知的障害者の高齢化が進む中で、人生の最終段階に関する意思の確認が重要であることはもちろんのこと、生活の場所や生活スタイル等の変更にかかわる意思の確認も重要である。意思の形成をもたらす経験は、幼少期からの取り組みが必要である。本人視点での意思決定支援や ACP の実現には、幼少期から ICF をベースとした情報を蓄積し、それを引き継ぎ続けることが重要と考えられる中で、ICF をベースとした情報の記録の負担感は解消すべき課題として残っている。

NPO 法人大阪障害者センターは約 10 年、ICF に関する実践的研修を、1 クール半年間かけて開催している。研修の課題は、ICF 活用の継続性であった。学んだ後、施設で継続することが困難な事業所がほとんどのことだった。ICF 活用の大きな課題と言えよう。

次年度以降の取組みの中で活用の方法を検討していきたいと考える。

【文献】

- 1) 厚生労働省：人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-10802000-Iseikyoku-Shidouka/0000197701.pdf>
- 2) NPO 法人大阪障害者センター(2019)『ICF を活用した介護過程と個別支援計画』。かもがわ出版
- 3) 名川勝、水島俊彦ら(2019)『事例で学ぶ福祉専門職のための意思決定支援ガイドブック』。中央法規出版

G. 研究発表

なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

なし

注 ICF 情報関連表（一部 A 園用に改変）

ICF 第2レベル	STEP 1	STEP 2				STEP 3
	活動	心身機能・身体構造	参加	環境因子	個人因子	本人の思い
コミュニケーション						
運動と移動						
セルフケア						
家庭生活						
対人関係						
主要な生活領域						
コミュニティライフ・社会生活・市民生活						
学習と知識の応用						
一般的な課題と要求						
本人の視点に立って、本人がどんな風に困っていて、どんなふう感じているか						
家族の希望						